

外国運転免許証翻訳文発行申請書

(スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国・台湾)

<必ずお読みください>

- 当連盟が発行する外国運転免許証の「日本語による翻訳文」は、免許切替の際に必要な書類の一つですが、免許証の切替を保証するものではありません。免許切替の可否はそれぞれの運転免許センターが判断していますので、不明な点等は事前にお住まいの地域を管轄する運転免許センターに直接お問合せ下さい。
- 外国運転免許証の「日本語による翻訳文」の発行料金は、翻訳文1通につき4,000円です。翻訳文の返送料については無料(JAF負担)となりますが、一定期間受取人に配達できず再配達となった場合、再配達是有料となりますので予めご了承ください。また、速達を希望される場合も有料となりますので、これらの料金に関する詳細は事前に送付先のJAF支部までご連絡いただきますようお願いいたします。
- 郵送の場合は、日本国内からのお申込に限り、返送先も原則的に申請者の日本国内住所となります。但し、代理人の国内住所に返送希望の場合は、下記の代理人記入欄の返送先にチェック(☑)をして下さい。
- 領収書の宛名は原則的に申請者となります。但し、代理人(個人または会社)に希望の場合は、下記の代理人記入欄の領収書宛名にチェック(☑)をして下さい。
- 免許センターでの免許切替申請が却下された場合、既に発行された翻訳文についての料金はお返しいたしかねます。
- 日本語が話せない方には、通訳できる方の同伴をお願いする場合があります。郵送の場合は、極力日本語が話せる方を代理人記入欄にご記入ください。

上記内容および2ページに記載された「個人情報の取扱いについて」にご承諾いただける場合には以下の太枠部分に必要な事項をご記入ください。なお、当連盟窓口にてお手続きいただく場合は、最後に「関係書類受取」欄に授受確認のご署名をお願いします。(郵送の場合は不要です。)

<申請者記入欄>

私は、2ページの「個人情報の取扱いについて」に同意し、翻訳文発行を申請します。

申請者ご氏名			
申請者日本国内ご住所 (翻訳文返送先)	住所：〒		
	電話：	(自宅・会社・携帯)	
代理人記入欄 返送先 <input type="checkbox"/> 領収書宛名 <input type="checkbox"/>	氏名：	(申請者との関係：)	
	住所：〒		
	電話：	(自宅・会社・携帯)	
免許証発給国	送付必要書類(郵送のみ記入) □申請書 □免許証コピー □翻訳料金・送料 □その他()		
翻訳文の使用用途 (ア：日本運転免許証への切替 イ：添付して自動車等を運転する)			ア / イ
ア：運転免許証を取得後、通算して3ヶ月以上現地(免許証を取得した国または地域)に滞在しましたか。			はい / いいえ
イ：2ページの「注意事項」について、確認しましたか。			はい / いいえ

<関係書類受取欄>

<input type="checkbox"/> 翻訳文	<input type="checkbox"/> 案内文	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> その他	受取サイン
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------

<JAF記入欄>

受付日：	年 月 日	受付窓口：	受付者：
受付方法	1. 窓口 2. 郵送 [現金書留 一般書留 簡易書留 普通郵便]		領収金額
返却方法	1. 窓口 (引渡日： 月 日) 2. 郵送 [簡易書留 現金書留 その他 (発送日： 月 日)]		

個人情報の取扱いについて

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）では、提供していただいた個人情報の取扱いについては、下記のとおりです。なお、内容に同意できない場合や不明な点等がある場合は、最下部の〈個人情報問合せ窓口〉までご連絡ください。

・事業者の名称

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

・個人情報保護管理者

本部総務部長（連絡先は、下記の個人情報問合せ窓口となります。）

・個人情報の利用目的

当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用します。（翻訳文の作成、送付、その他業務の必要に応じたご連絡等）

・個人情報の第三者提供について

本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

・個人情報の取扱いの委託について

取得した個人情報の取扱いの全部または、一部を委託する場合があります。委託先については、個人情報取扱いに関する契約を締結するなど、適切な管理を行います。

・開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について

開示等の求めを受け付けております。その手続きについては、下記の問合せ窓口へご連絡下さい。ただし、法令等に基づく場合は、開示等できない場合があります。あらかじめご了承ください。

・個人情報を提供するにあたっての注意事項

個人情報をご提供いただくのは任意です。ただし、必要な情報をいただけない場合は、〔個人情報の利用目的〕に示す内容を実施できない場合があります。

・翻訳に不要な個人情報を含む書類の取り扱いについて

お送りいただいた書類の中に以下の書類が含まれていた場合は、それぞれ以下の手続きをいたします。

- ① 原本について：運転免許証や各種証明書の原本等に関しては、作成した翻訳文とともにご返送いたします。
- ② 写しについて：翻訳文作成に使用しない書類の写しや、申請手続きに不要となった書類の写し等は、当方にてシュレッダー処理をいたしますのでご了承ください。

・申請料金・書類不足時の取り扱いについて

申請料金や書類の不足等があり、翻訳文を作成できない場合で、ご連絡がとれないもしくは申請者のご意向が確認できない場合には、最初にJAFに書類が到着した日から起算して1か月後にお送りいただいた書類と、お送りいただいた申請料から返送手数料500円差し引いた額を返送いたします。なお、書類をお受け取りいただけず、再度JAFに返ってきた書類に関しては、原本等については警察へ遺失物として届け出をおこない、写しなどに関してはシュレッダー処理をいたしますのであらかじめご了承ください。

・個人情報問合せ窓口

JAF支部窓口（平日 10:00～17:00 土日・祝日・年末年始休業）

JAF総合案内サービスセンター

電話番号：0570-00-2811（9:00～17:30 年末年始休業）

注意事項：運転免許証に添付する「日本語翻訳文」について

この翻訳文で自動車等を運転できるのは、日本入国日から一年間です。（日本を出国し再入国した場合には、再入国日から一年間が有効となります。）但し、住民基本台帳に登録されている方が出国して、外国滞在3ヵ月未満で再び上陸した場合は、条件が異なりますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。